

別表（第2条関係）

|            | 補助対象経費  | 補助限度額  |
|------------|---|--|
| 1 実践研修費補助  | 1次受入機関が研修生に対し操業等による漁業現場での研修を実施するうえで、当該研修期間内に必要な経費               | 愛知県漁業担い手確保・育成支援協議会の新規漁業就業者確保基金事業事務取扱要領に定められた研修時間に基づき、1か月6万2千円を限度とする。 |
| 2 漁船等改造費補助 | 2次受入機関が研修生に対し操業等による漁業現場での研修を実施するうえで漁船等の改造に要する経費                 | 補助対象経費の1/2。ただし、5万円を限度とする。  |
| 3 家賃補助     | 市外から転入した研修生が、当該研修期間内に自己の居住のために市内に賃借した住宅に係る毎月の家賃（共益費及び駐車場代等は除く。） | 補助対象経費の1/2。ただし、1か月1万円を限度とする。   |

※ 研修期間は最長3年とする。